

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT7895342

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
HITACHI METALS, LTD.	01/12/2023
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	PROTERIAL, LTD.
Street Address:	6-36, TOYOSU 5-CHOME, KOTO-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	17895404
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(202)721-8250
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	2027218200
Email:	wlp@wenderoth.com
Correspondent Name:	WENDEROTH, LIND & PONACK, L.L.P.
Address Line 1:	1025 CONNECTICUT AVENUE NW
Address Line 2:	SUITE 500
Address Line 4:	WASHINGTON, D.C. 20036
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	2022-1687
NAME OF SUBMITTER:	JAMES MOORE
SIGNATURE:	/James Moore/
DATE SIGNED:	04/11/2023
Total Attachments: 13	
source=Assignment_1687#page1.tif	
source=Assignment_1687#page2.tif	
source=Assignment_1687#page3.tif	
source=Assignment_1687#page4.tif	
source=Assignment_1687#page5.tif	
source=Assignment_1687#page6.tif	

source=Assignment_1687#page7.tif
source=Assignment_1687#page8.tif
source=Assignment_1687#page9.tif
source=Assignment_1687#page10.tif
source=Assignment_1687#page11.tif
source=Assignment_1687#page12.tif
source=Assignment_1687#page13.tif

履歴事項全部証明書
Certificate of All Historical Matters

東京都江東区豊洲五丁目6番36号
6-36, Toyosu 5-chome, Koto-ku, Tokyo

株式会社プロテリアル
Proterial, Ltd.

会社法人等番号 Corporate Registration No.	0104-01-038783	
商号 Corporate Name	<u>日立金属株式会社</u> <u>Hitachi Metals, Ltd.</u>	
	株式会社プロテリアル Proterial, Ltd.	令和5年1月4日変更 January 4, 2023 changed
		令和5年1月12日登記 January 12, 2023 registered
本店 Head office	東京都江東区豊洲五丁目6番36号 6-36, Toyosu 5-chome, Koto-ku, Tokyo	
	代表取締役 ショーン・マホニー・スタック President Sean M. Stack	
登記記録に関する事項 Matters related to registration records	令和4年6月21日東京都港区港南一丁目2番70号から本店移転 令和4年7月1日登記 June 21, 2022, Head office relocated from 2-70, Konan 1-chome, Minato-ku, Tokyo July 1, 2022 registered	

東京都江東区豊洲五丁目6番36号
6-36, Toyosu 5-chome, Koto-ku, Tokyo

株式会社プロテリアル
Proterial, Ltd.

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
I hereby certify that is a complete transcript of whole entries listed in the registry.

(東京法務局墨田出張所管轄)
under the jurisdiction of Tokyo District Legal Affair Bureau Sumida branch

令和5年01月20日
January 20, 2023

東京法務局
Tokyo District Legal Affair Bureau
登記官
Register of deeds

小山田 実
Minoru Oyamada

整理番号 今 082602
Reference No 今 082602

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。
* Underlined sections indicate deleted items.

履歴事項全部証明書

東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社プロテリアル

会社法人等番号	0104-01-038783	
商号	日立金属株式会社	
	株式会社プロテリアル	令和5年1月4日変更 令和5年1月12日登記
本店	東京都江東区豊洲五丁目6番36号	
電子提供措置に関する規定	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和4年9月1日設定
		令和4年9月7日登記
		令和5年1月5日廃止
		令和5年1月12日登記
公告をする方法	電子公告とする。 https://www.hitachi-metals.co.jp/koukoku/index.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	
	電子公告とする。 https://www.proterial.com/koukoku/index.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	令和5年1月5日変更 令和5年1月12日登記
会社成立の年月日	昭和21年3月2日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高級特殊鋼、特殊合金、焼結合金その他の特殊材料及びそれらの加工品並びに精密鋳造品の製造及び販売 2. 封着材料、単結晶、薄膜機能材その他の電子材料及びそれらの応用品の製造及び販売 3. ロールの製造及び販売 4. セラミックス及びその応用品の製造及び販売 5. マグネットその他の磁性材料及びそれらの応用品の製造及び販売 6. フェライトコア、圧電体セラミックス、誘電体セラミックスその他の電気磁気材料及びそれらの応用品、組立品、複合品の製造及び販売 	

	<p>7. 医療用具の製造及び販売</p> <p>8. 可鍛鋳鉄、グクタイル鋳鉄、耐熱鋳鋼、軽合金鋳物その他の金属材料及びそれらの加工品、組立品の製造及び販売</p> <p>9. 管継手、精密流体制御機器その他の配管用品及びそれらの加工品、組立品の製造及び販売</p> <p>10. 水処理設備、汚泥処理設備、焼却設備、土壌環境浄化設備その他の環境設備及び搬送設備その他の産業機械設備の製造及び販売</p> <p>11. 電線、ケーブル及び光ファイバの製造及び販売</p> <p>12. ゴムその他の化学成型品、非鉄金属の加工品、電子部品及びその材料の製造及び販売</p> <p>13. 送配電機器、情報伝送用機器、情報処理用機器、それらのシステム製品及びソフトウェア製品の製造、作成及び販売並びに保守</p> <p>14. 建設工事、土木工事その他前各号に附帯する工事の設計、監理及び請負</p> <p>15. 前各号に関連する製品、設備、機器、システム、工事、サービスに係るコンサルティング</p> <p>16. 前各号に関連する一切の事業</p>
単元株式数	<p>100株</p>
	<p>令和 5年 1月 4日廃止</p>
	<p>令和 5年 1月12日登記</p>
発行可能株式総数	<p>5億株</p>
	<p>28株</p>
	<p>令和 5年 1月 4日変更</p>
	<p>令和 5年 1月12日登記</p>
	<p>29株</p>
	<p>令和 5年 1月 5日変更</p>
	<p>令和 5年 1月12日登記</p>
発行済株式の総数並びに種類及び数	<p>発行済株式の総数 4億2890万4352株</p>
	<p>発行済株式の総数 4億2754万6783株</p>
	<p>令和 4年12月30日変更</p>
	<p>令和 5年 1月12日登記</p>
	<p>発行済株式の総数 7株</p>
	<p>令和 5年 1月 4日変更</p>
	<p>令和 5年 1月12日登記</p>
	<p>発行済株式の総数 7株</p>
	<p>令和 5年 1月 5日変更</p>
	<p>各種の株式の数 普通株式 7株</p>
	<p>令和 5年 1月12日登記</p>

	発行済株式の総数 8株 各種の株式の数 普通株式 7株 A種優先株式1株	令和 5年 1月 5日変更 令和 5年 1月12日登記
株券を発行する旨の定め	当社は、株式に係る株券を発行する。 令和 5年 1月 5日設定	令和 5年 1月12日登記
資本金の額	金262億8355万9104円	
	金961億4903万4572円	令和 5年 1月 5日変更 令和 5年 1月12日登記
	金3億1000万円	令和 5年 1月 5日変更
		令和 5年 1月12日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種の株式の内容	普通株式 28株 A種優先株式 1株 A種優先株式の内容 1. 剰余金の配当 (1) 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種払込金額の5%に相当する金額（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度に属する日を基準日として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先配当金の全部又は一部を支払ったときは、当該配当額を控除した額とする。 (2) A種優先株式が発行された事業年度におけるA種優先配当の額は、A種優先配当金を、A種優先株式が発行された日の翌日から当該事業年度の末日までの日数に応じて、1年を365日とする日割り計算により算出した額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。 (3) ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株あたりの剰余金の配当の総額がA種優先配当金の額に達しないときは、そのA種優先株式1株あたりの不足額（以下「A種累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。 (4) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金のほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して行う剰余金の配当額と同額の剰余金の配当を行う。 2. 残余財産の分配 (1) 当社は、当社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種払込金額及びA種累積未払配当金の合計額（以下「A種優先残余財産分配額」という。）を支払う。 (2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して分配する1株あたり	

	<p>の残余財産の額が、A種優先残余財産分配額の全額を支払うに不足する場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、そのA種優先残余財産分配額に比例按分した当該残余財産を分配する。</p> <p>(3) 当社は、本項に定めるもののほか、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、残余財産の分配を行わない。</p> <p>3. 金銭を対価とする取得請求権 A種優先株主は、いつでも、法令の定める範囲内において、当社の対し、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする（当該請求をした日を、以下「A種優先株式取得請求日」という。）。かかる請求があった場合には、当社は、A種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、A種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項の分配可能額を限度として、A種優先株主に対して、A種優先株式1株につき、A種払込金額及びA種累積未払配当金の合計額（以下「A種償還価格」という。）を交付する。ただし、A種優先株式取得請求日における取得請求されたA種優先株式のA種償還価格の総額が分配可能額を超える場合には、当社が取得すべきA種優先株式は、取得請求された株式数に応じた比例按分の方法による。</p> <p>4. 議決権 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>5. 種類株主総会の決議の排除 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第1号に規定する定款の変更を行う場合は、この限りでない。</p> <p>当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第1号に規定する定款の変更を行う場合は、この限りでない。</p> <p>令和 5年 1月 5日変更 令和 5年 1月12日登記</p>
<p>株式の譲渡制限に関する規定</p>	<p>A種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p>令和 5年 1月 5日設定 令和 5年 1月12日登記</p> <p>普通株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。前項の規定にかかわらず、普通株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当社の承認があったものとみなす。</p> <p>A種優先株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。前項の規定にかかわらず、A種優先株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社又は担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当社の承認があったものとみなす。</p> <p>令和 5年 1月 5日変更 令和 5年 1月12日登記</p>
<p>株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所</p>	<p>東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社本店</p>

役員に関する事項	取締役 <u>上野山実</u>	令和 4年 6月21日重任
	(社外取締役)	
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
取締役 <u>瀬尾幸一</u>	(社外取締役)	令和 4年 6月21日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
取締役 <u>西家憲一</u>		令和 4年 6月21日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
取締役 <u>西山光秋</u>		令和 4年 6月21日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
取締役 <u>森田守</u>		令和 4年 6月21日重任
		令和 5年 1月 5日辞任
		令和 5年 1月12日登記
取締役 <u>西山光秋</u>		令和 5年 1月 5日就任
		令和 5年 1月12日登記
取締役 <u>ジョン・マホニー・スタッフ</u>		令和 5年 1月 5日就任
		令和 5年 1月12日登記
取締役 <u>杉本勇次</u>		令和 5年 1月 5日就任
		令和 5年 1月12日登記

	取締役 末 包 昌 司	令和 5年 1月 5日就任
		令和 5年 1月12日登記
	取締役 ジョセフ・ロビンス	令和 5年 1月 5日就任
		令和 5年 1月12日登記
	取締役 馬 上 英 実	令和 5年 1月 5日就任
		令和 5年 1月12日登記
東京都杉並区西荻南一丁目1番19号 代表取締役	西山 光 秋	令和 5年 1月 5日就任
		令和 5年 1月12日登記
アメリカ合衆国、オハイオ州、シェーカーハイ ズ、コートランド・ブルバード2948 代表取締役	ショーン・マホニー・スタッ ク	令和 5年 1月 5日就任
		令和 5年 1月12日登記
監査役	西 家 憲 一	令和 5年 1月 5日就任
		令和 5年 1月12日登記
監査役 (社外監査役)	中 浜 俊 介	令和 5年 1月 5日就任
		令和 5年 1月12日登記
監査役 (社外監査役)	小 川 由 理 郎	令和 5年 1月 5日就任
		令和 5年 1月12日登記
指名委員	上 野 山 実	令和 4年 6月21日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
指名委員	瀬 尾 幸 一	令和 4年 6月21日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記

	<u>指名委員</u> 西山光秋	令和 4年 6月21日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
	<u>監査委員</u> 西家 豊一	令和 4年 6月21日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
	<u>監査委員</u> 上野山 実	令和 4年 6月21日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
	<u>監査委員</u> 福尾 幸一	令和 4年 6月21日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
	<u>報酬委員</u> 上野山 実	令和 4年 6月21日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
	<u>報酬委員</u> 福尾 幸一	令和 4年 6月21日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記

	<u>報酬委員</u> <u>西山光秋</u>	令和 4年 6月21日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
	<u>執行役</u> <u>村上和也</u>	令和 4年 4月 1日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
	<u>執行役</u> <u>田宮直彦</u>	令和 4年 4月 1日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
	<u>執行役</u> <u>谷口徹</u>	令和 4年 4月 1日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
	<u>執行役</u> <u>増田久己</u>	令和 4年 4月 1日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
	<u>執行役</u> <u>山本徹</u>	令和 4年 4月 1日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記

<u>執行役</u>	<u>西 山 光 秋</u>	令和 4年 4月 1日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
<u>執行役</u>	<u>峯 岸 憲 三</u>	令和 4年 4月 1日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
<u>執行役</u>	<u>會 田 亮 一</u>	令和 4年 4月 1日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
<u>執行役</u>	<u>朝 木 美 恵</u>	令和 4年 4月 1日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
<u>執行役</u>	<u>村 上 元</u>	令和 4年 4月 1日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
<u>執行役</u>	<u>トニー・インゾン・チャー</u>	令和 4年 4月 1日就任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記

	執行役 安 茂 義 洋	令和 4年 4月 1日就任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
	東京都杉並区西荻南一丁目1番19号 代表執行役 西 山 光 秋	令和 4年 4月 1日重任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
	横浜市保土ヶ谷区権太坂一丁目44番7号 代表執行役 田 宮 直 彦	令和 4年 4月 1日就任
		令和 5年 1月 5日退任
		令和 5年 1月12日登記
	会計監査人 EY新日本有限責任監査法人	令和 4年 6月21日重任
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当会社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当会社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当会社は、取締役会の決議によって、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第266条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当会社は、取締役会の決議によって、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の旧商法に基づく監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	
	<p>当会社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当会社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>令和 5年 1月 5日変更 令和 5年 1月12日登記</p>	
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	

	<p>当社が平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前に社外取締役との間に締結した旧商法第266条第1項第3号の行為による賠償責任を限定する契約は、法令、本定款又は当該契約に定めるところにより、当該定時株主総会終結後も、なおその効力を有するものとする。</p> <p>当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当社は、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: right;">令和 5年 1月 5日変更 令和 5年 1月12日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 令和 5年 1月 5日設定 令和 5年 1月12日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 令和 5年 1月 5日設定 令和 5年 1月12日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 令和 5年 1月 5日設定 令和 5年 1月12日登記
指名委員会等設置会社に関する事項	指名委員会等設置会社 令和 5年 1月 5日廃止 令和 5年 1月12日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	令和4年6月21日東京都港区港南一丁目2番70号から本店移転 令和 4年 7月 1日登記



これは登記簿に登録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局墨田出張所管轄)

令和 5年 1月20日

東京法務局
登記官

小山田 実

